(経済産業委員会)

企 業 立 地 の 促 進 等に よる 地 域 に お け る産 業集 積 の 形成 及び活性 化 に関する 法律 の 部 を 改 正 す

る法律案(閣法第四 号)(衆議院送付)要旨

本 法 律 案 は、 地 域 に お け る 産 業 集 積 の 形 成 及 び 活性 化 の — 層 の 推 進 を図 る ため、 小 規 模 企 業 者 の 立 地 等に

係 る 設 備 資 金 の 貸 付 け の 充 実、 食 品 製 造 業 者 等 の 企 業 立 地 に 対 す る金 融 支 援 及 び 課 稅 の 特 例 措置 を 講 じ よう

لح す る も の で あ ı) そ の 主 な 内 容 は 次 の ۲ お IJ で あ る。

小 規 模 企 業 者 等 設 備 導 入 資 金 助 成 法 の 特 例

小 規 模 企 業 者 等 設 備 導 λ 資 金 助 成 法 に 規 定 す る 設 備 資 金 貸 付 事 · 業 に 係 る貸付・ 金 で あっ て、 承 認 企 業 立 地

計 画 又 は 承 認 事 業 高 度 化 計 画 に 従 つ て 小 規 模 企 業 者 等 が 設 置 す る 設 備 等 に 係 る も のに つ L١ て、 貸 与 機 関 が

貸 L 付 け ることができる 金 額 の 割 合 の 上 限 を、 現 行 の二分の一 以 内 から三分の二以 内へ引き上げ る。

一、食品流通構造改善促進法の特例

食 品 流 通 構 造 改 善 促 進 機 構 は、 食品 製造業者等が 承認企業立地 計 画又は承 認 事 · 業 高度化計画に従って行

う措 置 に · 必 要 な資 金 の 借 入れに 係 る債務 を保証 すること等の業務を行うことができる。

三、課税の特例

承認 企 業立 地 計画に従って企業立地を行う事業者であって、 同 意集積区域内において指定集積業種のう

ち 地 域 に おけ る産業集 積 の形成等に資するものであって、 農林漁業と の 関連 性 が 高 l١ も の の 事 業 の た め の

り、課税の特例の適用があるものとする。

施設又は

設備

を新設.

した

も

のが、

新

たに取得等した機械

•

建

物等につい

ては、

租

税特別措

置

法の

定

め

に

ょ

四、施行期日

こ の 法律は、 公布の日から起算して三月を超えな ١J 範 囲 内に お 11 て政令で定める日から施行する。